HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	大学院演習 ： 行政都市論
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Issue Date	1956
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77311
Type	manuscript
File Information	K010_0131.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

NOTE BOOK

Most advanced quality

Gives best writing features

大学院演習

平十学

昭和三十一年度

行政都市論

NISSHO

日章ノート A 1

日 NISSHO 章

※都市が発生するに政治が必要となったのか政治が都市を生んだのか、※都市と政治とは基本的に近縁の関係にある。※

今日の農村でも隣人仲間のヤクザの自治組織、地方のボス、城下町のボス、世界的未開の比、都市発生の比、寺院内に出来た市場、政治的ボスの組織、皆都市における治安の維持のための暴力の組織、政治の源泉をなすものである。（暴力と宗教の力の中に出来たのが政治的力の根源である。）

都市の機関のあつまる都市には自から富がつもる、富の上に犯罪防止のために暴力を中心とした警察の機関という政治が加わるのである。

都市は都市国家の大きなのは代より今日の近代的都市にまでなつた。（構造）政治体としての組織と機能すると就は未だなかつたと思はれる。その意味においては、政治都市又は行政都市が都市の基盤であつた（やはり農業村落）ともいふべき未だ出来ない。※

けれども社会は今日迄の出来る都市の中には（明らかに）行政体としての都市の外周の中に明らかに（実際の形態において）農業村落が存在（又は外部に明らかに組立てして）ます。

丹は都市生活から見ると、場合によつては、かくのごとくである。

㊀ けれども今日においては人口が著しく増加の外郭を設けるのは行政都市としての都市であって、自然都市としての外郭は周辺の結果の状況において決まるのである。けれどもしかし外郭を設けるのは都市であって、行政都市である。自然都市は常に膨張の可能性を持っているものである。

自然都市は人口の多い方向へ膨張するのである。

都市の外周には二つの集落があるが故に他の集落との近接的

行政的都市は外郭を設けたと同様に自然都市を認めなければならぬ。即ち行政都市の内には都市らしさ、郊外との境界が、行政線の有無に拘らず、行政的都市は市外周の外に延びて行く場合もある。この場合の内には都市らしさ、郊外との境界が、行政線の有無に拘らず、

㊀ 市外の地域が人口の増加に伴って、

よって混乱している場合がある。他の系統に属する都市と村落との境界をはっきりさせる場合がある。

都市と農村との境界をはっきりさせる場合がある。

都市と農村との境界をはっきりさせる場合がある。

都市と農村

自然都市であったので、自然都市と
行政都市が一致しない例外は甚
だ僅少の都合であった。なんとなれば
かれ自然都市の枝を用いなくても
行政都市が生ずるのは、都市としても余り多数ではなかった。
考へられるからである。
けれども把握はより広範囲の多数の
地点をもとにして行政都市は
自然都市の枝を何とかしても必要
とするような場合の形成都市にかけ
る都市と云う用語についても一考
すべきものとなってくる。

二ヶ所ほなり郊外地域の名称地方自治体の又称であって都市そのものではありません。

認められる。

※市は都市として村落を意味するものとしての町村と区別される。

的生活

心要があるであろう。

けれども町から都市としての程度の発展に伴い人口の増加や業務の増大に伴いこれにより都市的な行政が必要となって故に市の行政をする。

我国の行政都市は多くの行政町村の連合体をなすようなものであり、中心は一郡かこのなかの一都市となっている場合もあり。

都市は本来大きな密度的な結節的機関を有するものであって、この密度的な結節的機関を維持発展させるための経済的な活動が多くあって、市の経済的な活動がなければならないのである。

※市は多くの人口を有する大きな都市であって結節的な機関が多くあって、経済的な活動が多くあって、大きな都市に適用されてきた。

※そこにはどんな職業人にかよふ
か。その系統の形態、人口密
元は都市としての服飾を中
心とするものであるか。

その周辺にみられる都市は住都市行
政的な（経済的な）
政治の色彩の文化は密な的系統
生活を営む社会としてみるものです。
密なしない都市は第一にあげる
ことができるでしょう。（もっとも重要な）
の行政のおいは不なる同系には接れ
ずする周辺を異っては（行政的）
結らに混乱をまねく一おなっます。
我うし、市はその程度に密な仕か。
どの形態に移行するか。
我らして市民になるにより、市内にと
んな機関が設けられどんな施設かふ
えたか。※学私の設備、結核（結防）
の設備がよくなったか。私なは

※そこにはどんな職業人にかよふ
か。その系統の形態、人口密
元は都市としての服飾を中
心とするものであるか。

都市における機関

1. 行政的機関（職場機関、役場機関、毛細機関）
2. 集合生活に伴う機関（大集落生活処理機関）

一般には

2集合生活に伴う機関は行政機関に近い行政機関であるが、しかし集合生活に伴う機関は、病院、消防、塵芥処理、交通処理、電信、供給、保健、娯楽、教育、等々、行政機関とは異なった性質をもつ。

その機関が世帯ごとになった都制を設けることが適当である。もし市役所で行なわれるとすれば、それは行政事務が増加するにすぎないであろう。

都市はまた小さい町村は各世帯で行なうが、その他の機関はなかったであろう。

それぞれ行政事務を行なうにすぎないであろう。

都市はまた小さい町村は各世帯で行なうが、その他の機関はなかったであろう。

それぞれ行政事務を行なうにすぎないであろう。

それぞれ行政事務を行なうにすぎないであろう。

それぞれ行政事務を行なうにすぎない

都市的設備が仲事をするのは、当然な人口集積でなく、又
都市機関の集積でもなく、それに伴って発生する生活の処理事
務が量に常識を絶するまで大きくなったなら、まつたく人間
都市の本来的性質から市役所の基本業務は次の
順位に整理されるべきものと思います。

1. 教育
2. 消防
3. 保健衛生（病院、整肢、屎尿清掃）
4. 住宅
5. 都市計画
6. 交通
7. 産業
8. 社会福祉

右の内4はどんな事務所でもいや
要するか、以下は基本的事務かの順
番になるかと思います。

競輪競馬がなぜ市役所の基本業務の外
におかれるべきかは、自治体自らの会社的
私は以下の事を自治体自らの会社的
に処理する仲事のおこつた時、市そのよ
設置する仲事にあたるものと思います。
以下は省略いたします。

都市候補の4つは随伴的事項、4が仲事のうちの何かが決定の鍵です。
になれば市となる。都市の或る政府にきしたれば市となるは事かする
従来の都市は第一の大きな事務
的事務になつてゐた。第一の事務
なつてゐますの確保、密集的な
いますの確保、その為めに都市的
設備が仲事であつた。都市的設備
で云うであります。
新市は市制により発展するはない
あらう。人口も増加しないであらう。新
しい都市的設備も整うないであらう。
不仲事な市としての重要事務が、増加
する丈であります。故に市制は返上
したかよい。

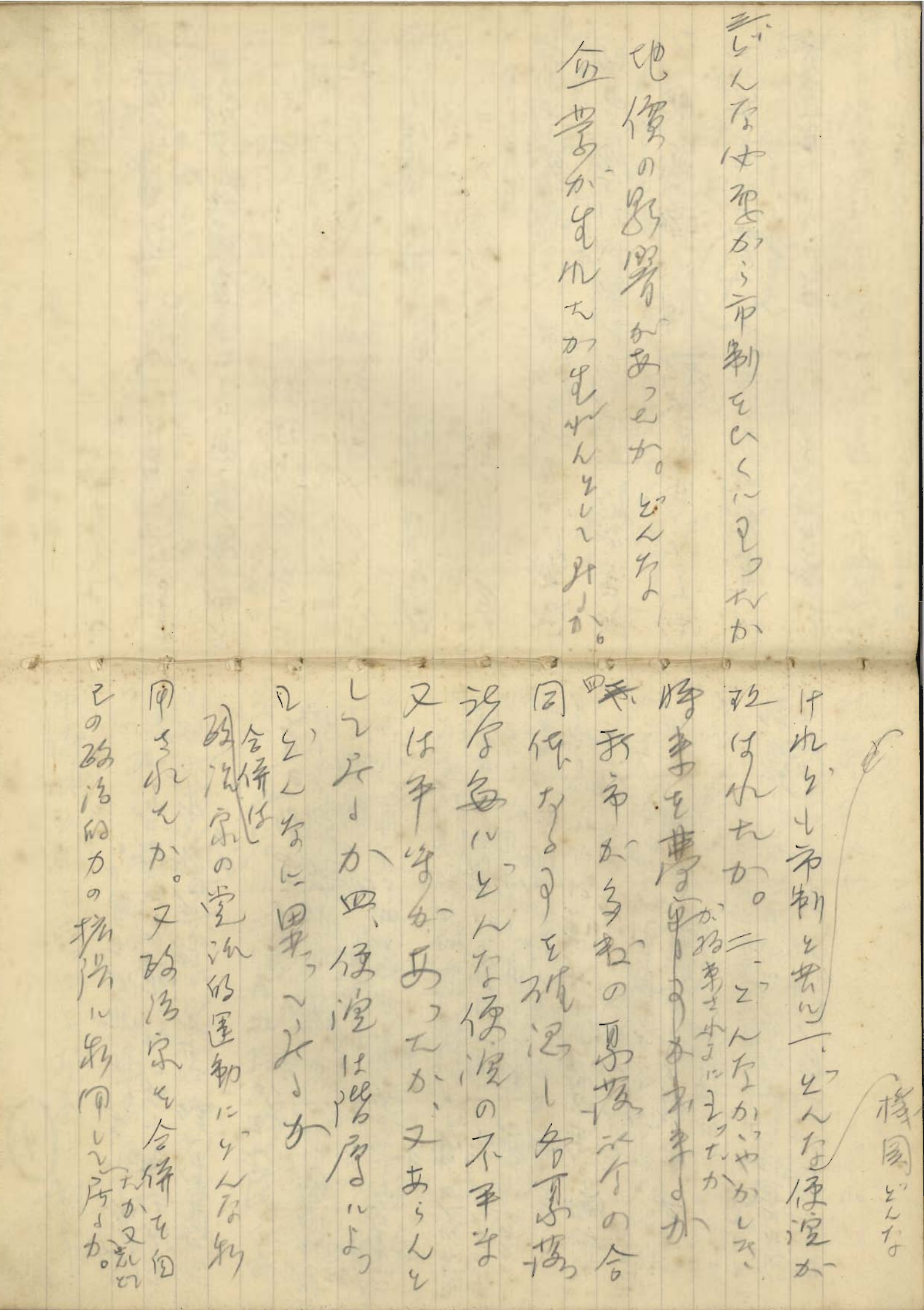

地方自治法第八條は、市となるべき普通地方公共団体の要件として、

1、人口三万以上を有すること

2、当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が全戸数の六割以上であること

3、商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が全人口の六割以上であること

4、その他都道府県の条例で定める都市的施設その他の事項を具えていること

(1)

(1)

(7)

1.

3. 都市的人口

「市は人口三万以上を有するものとする。」(1)

(3)

(1)

(3)

(1)

(3)

人口は巨大である。それは都市的な人口
なのよい。例は旭川である。

東洋の人口は五十万、(昭和十年)
多治見は二万六千余が七三、七%。
である。第二次産業が一九%である。
これ人口十万の都市的性格
以上は都市的性格がこ
くはないのは当然であろう。
産業別の分化(27)
次産業が76.6%であって第三次産業
が第13.6%である。人口が三万千
昭和二十七年に市となった。全国で
一番小都市である。
行政都市について人口密度を問え

木村肇
近江哲男氏は次の諸点において都市と
地域社会の特に一体性を主張している。
一、住民の生活(都市を中心とした)
二、住民の生活(都市の有機的な)
三、通勤圏(都市の中心の町への)
四、商圏(村の中心の町への)
五、労働力の供給圏
六、公害及びサービス圏
七、高校の通学圏

都市の性格 1956, 5月号 P.29-33

ソ連においても商業や広告が必要である様に都市にも必要である。日常の(日常生活に必要な物資の流通)ほか(都市は)

ルするはそれ故である。又経済人も
私をそそするもそれ故である。都
市は市民生活を豊かな人間的なよりよ
都市の性格を保ちながらも。
即ち都市としての主体のみが都市
として都市たらしめよ。
(地方自治法第八條第二項の同じ)と
都市には一定の事務処理
と独立した事務の場をなすところの
都市の性格を保ってきた。多数
の事務の内容、その内容の
新しい市は都市そしてよりすぐ
れた一つの行政自体としての
形式。

(2)

辻くらあろう。

一町と云のセンターの組合せが、
市の場合も多いのであらうか、
それは一つの例について
見なければならぬ。

市の場合も多いのであらうか、
それは一つの例について
よく調査して
見なければならぬ。

二町以上を含む都市は
その内の一町が
その地の中心
となつて居る場合が多い。

岩手県一関市は一郡と四村の合併。(29)
岩手県盛岡市は四町四村(30)
北海道江別市は一町が一市となる。(29)
福島県郡山市は一町となる。(29)
一町より一市になったものに他に例多し。
それが本来的都市的な市です。

山梨県甲府市は一郡一町六村(29)
埼玉県秩父市は四村の合併(29)
山梨県甲府市は一町十村(29)
兵庫県姫路市は一町十五村(30)
滋賀県彦根市は一郡一町六村(29)

分の説

都市の性格機関の五類型

理場的機関と役場的機関と官同機関

一切の管理者の機関

一切の官公同の機関　サービス機関　経営機関　その他おもに機関

因みに都市の場合に住民に官同の機関は

一般事務官庁

開発出先官庁

非現業官庁

などの如くである。都市が大になればなるほど官同の機関が増加するであろうことは同じである。都市の機関は都市の特色を出すために重要なものである。

然し官同機関とも言い特殊機関である。官同の機関は都市のない工場のためのものである。サービス機関は都市に必ず存在する。住民は団体生活を営むのは皆んな官同の機関の増加である。それかと言って市町村は市制か町村制かに依って工場の数も違うと官同である。

多摩の大きい市は一四九社(29)
高知の土佐清水市は四分(29)
あらしくそれ市は多くの事務
が少を含む一地域内の人口も一つの
地方自治体を編成し、各市市
が心って居た市としての行政的機能
を好みるったものである。故に
は都市ではない。都市とは同化をなす
である。都市と混同しやすい、
市とよく名称で呼ばれるよ

である。以前の郡の制は、一応、採用されるものの多くの郡の場合、とくに近江氏はそのヒンターランドとして、古くからの典型的中心地の外にあり、場合によっては近代資本が興っている。この二種がある様にみえる。さうなると郡制はなしのほうがよさそうにもみえるが、なかなかそうはいかないのが苦しみどころである。これは系統形態によっても一つにつき調べてみる必要がある。

村合併と保健
町村合併に伴う新市の発足を控えめた政府の政策は
各町民を中央政府の財力を強化し
成合財政化する
中央の都合を基礎として考えられたところの
新市町村
地方自治体の生活向上は勝利な結合
よって達成されず、節約された経費は国
治体に還元されずして中央に集やふ
傾向
強まされた色んの保健や接種は
悪やら、町民とは対立せんふ
町民におへふ、保守的な考え
へふて革新は協力はね返させふ
更当の責任者も何一つ地方自治
治体の民主化につとめたよに
ない。

新市の成立に対しへ次なような警戒
は新市が次なる侵略的な
いるの警備組織の強化
也新市の都市をまぬまものの
延長ではなく、一つの新らしい行政
を意味するの

町村合併に伴う新市の発足は村落の成立のあよう
まじくなるのに
中央集権的
く保守的な考の政策の一つか、町村の合体
促進の結果生れんよへ
行政的
する際の簡素化に伴う
ようの為とはれへ
合体を拒否させる為に、合体した町村
色んの保健や接種を口実はね
ました。

区域の発生、新しい地方自治体
の成立の経過を述べますと
伝統ある実現的に説明いたしますが
ますかお
す。そしてこの新地方自治体が
都市や村落の特色はその
意義が変化しないものであります
主張しなければなりません。調査研究
一、新市はどんな村落（白石村）
と都市即ち商業都市
ようよう独立できるよう
か。（山郡に比べますかね）
二、各事務所等は新市成立
によりどんな変化を受けたか。
受けつつある期待されるか。
三、新市の役所
増加する新市民の住宅
四、新市内の結束的機関の
調査、その関与地域の変化

多くの町村の合体は各町村の自治
権によるのでなく上からの
命令が多く合体後のあり方
った。合体しないほうがよ
接収はる実がへらなかったところ
かる。
かくて保守的の集まりによ
比較的小規模区割は都市と何
の関係があるでありましょうか。
受けなかったか。

六、現市は学校行政の割の
新設を怠り、住民の福
利にならず、口実の中央集
権化の一翼を担っている
ことを認める事

五、結局、我国
の教育制度の集合体とし
ての市は、その構成
との関係が
村落的な色彩を認めるか。

七、新市成立は地方住民の為に起ったのではなく中央政府の官僚行政のみに奴隷よりの解放。

四、大局的な活動を開始したか。